



# 山形県公報

平成20年4月18日(金)  
第1935号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                  |                   |     |
|----------------------------------|-------------------|-----|
| 一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請.....          | (循環型社会推進課) ...    | 617 |
| 産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請.....          | ( 同 ) .....       | 618 |
| 土地改良区の役員の退任の届出.....              | (村山総合支庁農村計画課) ... | 同   |
| 同 .....                          | ( 同 ) .....       | 619 |
| 土地改良区の役員の就任の届出.....              | ( 同 ) ...         | 同   |
| 土地改良区の定款変更の認可.....               | ( 同 ) .....       | 620 |
| 同 .....                          | (最上総合支庁農村計画課) ... | 同   |
| 開発行為に関する工事の完了.....               | (村山総合支庁建築課) ...   | 同   |
| 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程..... | (出納局) .....       | 621 |

### 企業局関係

#### 告 示

|                  |     |
|------------------|-----|
| 県民ゴルフ場の利用料金..... | 622 |
|------------------|-----|

### 公 告

|                     |             |     |
|---------------------|-------------|-----|
| 平成20年度調理師試験の実施..... | (保健薬務課) ... | 623 |
|---------------------|-------------|-----|

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第410号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第9条第1項の規定により、次のとおり一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請があった。

なお、関係書類は、文化環境部循環型社会推進課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において平成20年5月19日まで縦覧に供する。

平成20年4月18日

山形県知事 齋 藤 弘

- 申請者の住所、名称及び代表者の氏名  
酒田市大浜二丁目1番18号  
花王株式会社酒田工場  
工場長 加藤芳樹
- 一般廃棄物処理施設の設置の場所  
酒田市大浜二丁目1番18号
- 一般廃棄物処理施設の種類  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第5条第1項に規定するごみ処理施設
- 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類  
紙くず及び木くず

5 申請年月日

平成20年2月4日

6 その他

この告示に係る一般廃棄物処理施設の変更にし利害関係を有する者は、次の事項を記載した生活環境の保全上の見地からの意見書を縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び所在地並びに代表者の氏名）
- (2) 意見の対象となる一般廃棄物処理施設を特定するための事項
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

山形県告示第411号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の5第1項の規定により、次のとおり産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があった。

なお、関係書類は、文化環境部循環型社会推進課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において平成20年5月19日まで縦覧に供する。

平成20年4月18日

山形県知事 齋藤 弘

1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名

酒田市大浜二丁目1番18号  
花王株式会社酒田工場  
工場長 加藤芳樹

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

酒田市大浜二丁目1番18号

3 産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第3号に規定する汚泥の焼却施設、同条第5号に規定する廃油の焼却施設、同条第8号に規定する廃プラスチック類の焼却施設及び同条第13号の2に規定する産業廃棄物の焼却施設

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ及び廃プラスチック類

5 申請年月日

平成20年2月4日

6 その他

この告示に係る産業廃棄物処理施設の変更にし利害関係を有する者は、次の事項を記載した生活環境の保全上の見地からの意見書を縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び所在地並びに代表者の氏名）
- (2) 意見の対象となる産業廃棄物処理施設を特定するための事項
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

山形県告示第412号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大江町土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成20年4月18日

山形県知事 齋藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏名    | 住所             |
|----------|-------|----------------|
| 理事       | 鈴木 良一 | 西村山郡大江町大字榎山315 |

## 山形県告示第413号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、山形市沼の辺土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成20年4月18日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所             |
|----------|-----------|-----------------|
| 理 事      | 石 山 嘉 孝   | 山形市大字青野586      |
| 同        | 武 田 長 清   | 同 大野目町377       |
| 同        | 東 海 林 光 男 | 同 鈴川町四丁目8 - 36  |
| 同        | 伍 嶋 啓 三   | 同 落合町669        |
| 同        | 佐 藤 正 之   | 同 大野目108        |
| 同        | 鈴 木 栄 太 郎 | 同 山家本町二丁目6 - 27 |
| 同        | 三 沢 富 士 雄 | 同 高原町359        |
| 同        | 武 田 充 弘   | 同 鈴川町三丁目1 - 74  |
| 監 事      | 三 澤 勇 蔵   | 同 大字青野44 - 3    |
| 同        | 深 瀬 長 孝   | 同 印役町二丁目6 - 2   |

## 山形県告示第414号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、山形市沼の辺土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成20年4月18日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所             |
|----------|-----------|-----------------|
| 理 事      | 武 田 長 清   | 山形市大野目町377      |
| 同        | 東 海 林 光 男 | 同 鈴川町四丁目8 - 36  |
| 同        | 伍 嶋 啓 三   | 同 落合町669        |
| 同        | 鈴 木 栄 太 郎 | 同 山家本町二丁目6 - 27 |
| 同        | 武 田 充 弘   | 同 鈴川町三丁目1 - 74  |
| 同        | 狩 野 弘 義   | 同 高原町850        |

|    |        |   |            |
|----|--------|---|------------|
| 同  | 小笠原 幸一 | 同 | 大字青野485    |
| 同  | 佐藤 廣吉  | 同 | 大野目町637    |
| 監事 | 三沢 富士雄 | 同 | 高原町359     |
| 同  | 原田 照雄  | 同 | 印役町四丁目3-16 |

## 山形県告示第415号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成20年4月18日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
村山市西部土地改良区
- 2 事務所の所在地  
村山市大字大久保甲610番地の2
- 3 認可年月日  
平成20年4月1日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第416号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成20年4月18日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
新庄市上野土地改良区
- 2 事務所の所在地  
新庄市金沢字宮ノ次郎4273番地3
- 3 認可年月日  
平成20年4月9日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第417号

次の開発行為は、完了した。

平成20年4月18日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 許可番号  
平成20年1月15日 指令村総建第5026号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東根市大字東根元東根字一本木7057番29
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
兵庫県伊丹市鴻池二丁目14番7号

パスカル山形株式会社

山形県告示第418号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年4月18日

山形県知事 齋藤 弘

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程(昭和39年8月県告示第703号)の一部を次のように改正する。

別表第5中 「香澄町三丁目1番7号」 を 「香澄町三丁目3番1号」 に、 「青田一丁目1番56号」「鉄砲町二丁目21番30号」 を

「鉄砲町二丁目21番30号」 に、 「新庄市本町5番14号」「新庄市沖の町5番5号」 を 「沖の町5番5号」 に、

「温海戊536番地」 を 「温海戊558番地の4」 に、 「湯野浜一丁目1番10号」 を

「大山二丁目17番12号」 に、 「北新橋一丁目1番地18」 を 「旭新町2番1号」 に、

「新庄市若葉町21番18号」 を 「新庄市沖の町5番5号」 に、

「米沢中央支店米沢東出張所」を「米沢市東二丁目2番54号」を 「米沢駅前支店米沢東出張所」を「米沢市駅前二丁目1番38号」 に改

める。

附 則

この規程は、平成20年5月19日から施行する。ただし、別表第5の改正規定中 「香澄町三丁目1番7号」 を

「香澄町三丁目3番1号」 に改める部分及び 「温海戊536番地」 を 「温海戊558番地の4」 に改め

る部分は同月26日から、 「新庄市本町5番14号」「新庄市沖の町5番5号」 を 「新庄市沖の町5番5号」 に改める部分及び

「新庄市若葉町21番18号」 を 「新庄市沖の町5番5号」 に改める部分は同年6月9日から、

「米沢中央支店米沢東出張所」を「米沢市東二丁目2番54号」を 「米沢駅前支店米沢東出張所」を「米沢市駅前二丁目1番38号」 に

改める部分は同月16日から、" 湯野浜一丁目1番10号 を " 大山二丁目17番12号 に改める部分は同月23日から施行する。

## 企 業 局 関 係

### 告 示

山形県企業告示第2号

県民ゴルフ場管理条例（平成10年3月県条例第35号）第9条第2項の規定により、県民ゴルフ場の利用料金を次のとおり承認した。

平成20年4月18日

山形県企業管理者 遠藤 克二

#### 1 利用料金

| 区 分                  | 利 用 料 金          |                  |        |
|----------------------|------------------|------------------|--------|
| コース利用料金<br>(グリーンフィ)  | 平日               | 1人9ホールまで         | 1,093円 |
|                      |                  | 1人18ホールまで        | 2,185円 |
|                      |                  | 1人18ホールを超え9ホールまで | 893円   |
|                      | 土曜日等             | 1人9ホールまで         | 2,353円 |
|                      |                  | 1人18ホールまで        | 4,705円 |
|                      |                  | 1人18ホールを超え9ホールまで | 893円   |
| 乗用カート利用料金<br>(カートフィ) | 1人9ホールまで         | 682円             |        |
|                      | 1人18ホールまで        | 1,365円           |        |
|                      | 1人18ホールを超え9ホールまで | 682円             |        |

#### 備考

- 1 「土曜日等」とは、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を用い、「平日」とは、それ以外の日を用いる。
- 2 次に掲げる者が利用する場合のコース利用料金の額は、この表の額に100分の80を乗じて得た額以内とする。
  - (1) 年齢65歳以上の者
  - (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者
- 3 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校若しくは高等学校の児童若しくは生徒又はこれらに準ずる者が利用する場合のコース利用料金の額は、1人9ホールまで735円、1人18ホールまで1,470円とする。

#### 2 適用期間

平成20年4月17日から平成23年1月31日まで

## 公 告

調理師法(昭和33年法律第147号)第3条の2第1項の規定により、平成20年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成20年4月18日

山形県知事 齋 藤 弘

1 試験の日時及び場所

- (1) 日 時 平成20年7月9日(水)
- (2) 場 所 山形市及び三川町

2 受験手続

調理師試験受験願書を平成20年6月2日(月)から平成20年6月13日(金)までの間に、県内在住の者は最寄りの総合支庁保健福祉環境部生活衛生課(最上総合支庁にあっては、保健企画課生活衛生室)に、県外在住の者は山形市松波二丁目8番1号健康福祉部保健薬務課に提出すること。(県外在住の者については、郵送による提出も可能とし6月13日までの消印のあるものに限り受け付ける。)

3 その他

詳細については、健康福祉部保健薬務課(電話023-630-2329)又は各総合支庁保健福祉環境部生活衛生課(最上総合支庁にあっては、保健企画課生活衛生室)に問い合わせること。

|           |            | 正    |    | 誤                                           |                                                                                                                                                             |     |     |
|-----------|------------|------|----|---------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|
| 発行年月日     | 県公報<br>番 号 | ページ  | 行  | 誤                                           | 正                                                                                                                                                           | 号級等 | 号給等 |
| 平成19.4.1  | 号外(22)     | 12   | 25 |                                             |                                                                                                                                                             |     |     |
| 同 12.21   | 第1902号     | 1616 | 48 | 「勤務を要する日を含む。)」                              | 「勤務を要する日を含む。)をいう。」                                                                                                                                          |     |     |
| 平成20.2.29 | 号外(3)      | 15   | 34 | め、同様式の注書中第1項を削り、第2項から第5項までを1項ずつ繰り上げる。       | め、同様式の注書中第1項を削り、第2項から第4項までを1項ずつ繰り上げ、同注書第5項中「4」を「3」に改め、同項を同注書第4項とする。                                                                                         |     |     |
| 同 3.11    | 第1924号     | 325  | 39 | 第32条を次のように改める。                              | 第32条を次のように改める。<br>(雇用)                                                                                                                                      |     |     |
| 同 4.1     | 号外(16)     | 9    | 6  |                                             | 別表第1                                                                                                                                                        |     |     |
| 同         | 同          | 同    | 17 | 「総合事務所支所長」に改め                               | 「総合事務所支所長」に改め、同項第2号中「財産管理の項第1項」を「財産管理の項第1項及び第4項」に改め                                                                                                         |     |     |
| 同         | 同          | 13   | 15 | 山形県企業局就業規程(昭和43年4月県企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。 | 山形県企業局就業規程(昭和43年4月県企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。<br>第9条第2項中「所属長」を「所属長(山形県企業局組織規程(昭和40年6月県企業管理規程第8号)第2章に規定する本局の課長及び同規程第3章に規定する事業所の長(総合事務所支所長を含む。)をいう。以下同じ。)」に改める。 |     |     |

|   |        |    |    |                                                                                                                                          |                         |
|---|--------|----|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 同 | 同      | 同  | 19 | 第10条第2項中「所属長」を「所属長(山形県企業局組織規程(昭和40年6月県企業管理規程第8号)第2章に規定する本局の課長及び同規程第3章に規定する事業所の長(総合事務所支所長を含む。)をいう。以下同じ。)」に改める。<br>第33条中「事業所」を「総合事務所」に改める。 | 第33条中「事業所」を「総合事務所」に改める。 |
| 同 | 号外(17) | 10 | 9  | 「第2節 行政財産の使用許可」                                                                                                                          | 「第2節 行政財産の使用許可(第20条)」   |
| 同 | 同      | 同  | 同  | 「第2節 行政財産の貸付け等」                                                                                                                          | 「第2節 行政財産の貸付け等(第19条の2)」 |